

# 特定個人情報管理規程

## 第1条（目的）

本規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という）に基づき、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（以下「当会」という）の役職員等が特定個人情報を取り扱う際に遵守すべき基本となる事項を定める。特定個人情報の取扱については、本規程における定めその他、個人情報管理規程が適用されるものとする。

## 第2条（定義）

- ① 「個人番号」とは、番号法第2条第5項に定義されるものをいう。
- ② 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ③ 「特定個人情報利用事務実施者」とは、当会の特定個人情報の利用事務を適法・適正に遂行する任を担う者とし、出納責任者がこの任に就く。

## 第3条（利用目的）

当会は、特定個人情報を、源泉徴収票等作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務その他番号法第9条第3項に定める目的に限り、利用するものとする。

## 第4条（提供制限）

当会は、番号法第19条各号に定める場合を除き、本人の同意の有無に拘らず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

## 第5条（安全対策）

特定個人情報の取り扱いについては、以下の安全対策を実施する。

- ① 特定個人情報利用事務実施者の机が所在する部屋を管理区域とし、特定個人情報の利用は管理区域内の物理的安全管理措置（間仕切り等）が施された取扱区域で、特定個人情報利用事務実施者、又はこの者より作業指示を受け個人情報管理責任者が承認した当会の役職員のみが行う。
- ② 特定個人情報を含む文書及び特定個人情報を含む電磁的記録媒体は、金庫に保管するものとし、特定個人情報を含む情報機器で金庫に保管することができないものは、セキュリティワイヤー等により固定する。
- ③ 特定個人情報を含む文書又は特定個人情報を含むデータを第1号に定める管理区域外に持ち出すにあたっては、文書は封緘し、データは暗号化等の措置を講じる。但し、行政機関等に法定調書等を提出する場合は、当該行政機関等が指定する方法に従う。

## 第6条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

制定　：　平成28年7月25日